

令和4年度小学校入学予定児童の保護者の皆さまへ

浜松市教育委員会

## 令和4年度浜松市立小学校への入学について

浜松市立小学校への入学についてご案内します。入学についての疑問や不安などがございましたら、お気軽に教育委員会にご相談ください。

また、入学までに市外や海外へ転出する予定がある場合は、事前に小学校または教育委員会に連絡をお願いします。

## 1 入学する小学校

原則として、住民登録されている住所に基づき指定する小学校（以下「指定校」という。）へ入学します。

兄弟が通学している小学校へ通わせたい、転居する予定があるなど、何らかの事情により、指定校以外の小学校への入学を希望する場合（以下「学区外就学」という。）は、2ページをご確認ください。

国立、私立小学校への入学を優先に考えている方で、選択肢の一つとして浜松市立小学校の学区外就学を希望する場合も、申請期間内に申請してください。

## 2 入学式までのスケジュール

時期	内容
令和3年10月上旬	<b>就学時健康診断の案内送付</b> ※会場の変更を希望する場合は、 <u>案内が届いてから健康安全課（電話 457-2422）に連絡してください。</u> ※ <u>入学する小学校の変更を希望する場合は、別途学区外就学の手続きが必要です。</u>
令和3年10月中旬から11月下旬	<b>就学時健康診断の実施</b>
令和3年10月15日（金）から 令和4年 3月31日（木）まで	<b>学区外就学の申請期間（希望者のみ）</b> ※「通学区域制度の弾力的運用」及び「小中一貫校」の申請期間は令和3年11月30日（火）までです。
令和3年12月下旬	<b>入学通知書の送付</b> ※「通学区域制度の弾力的運用」及び「小中一貫校」の学区外就学に係る入学通知書は、令和4年1月下旬に送付します。
令和4年1月～2月	<b>各小学校において入学説明会の開催</b> ※開催日時は、就学時健康診断の会場等で通知します。就学時健康診断の会場と入学する小学校が異なる場合は、直接、入学する小学校にお問い合わせください。
令和4年4月上旬	<b>入学式</b> ※入学通知書を必ずご持参ください。

## 3 入学通知書

入学通知書は、住民登録されている住所に郵送します。この入学通知書は入学式当日、小学校に提出するものですので、大切に保管してください。汚損、紛失された場合は、教育委員会教育総務課から再交付を受けてください。

また、転居等で住所を変更した場合は、変更後の住所に基づいて指定校の入学通知書を新住所に郵送します。

#### 4 学区外就学（指定校以外の小学校への入学を希望する場合）

学区外就学を希望する方に対応するため、「浜松市学区外就学許可基準」を設けています。学区外就学を申請する際は、以下のことにご留意願います。

##### 【留意事項】

- 1 対象となるお子さまはもとより、在学中のお子さまやご家族の意見を十分確認してください。
- 2 学区外就学を申請できる学校は、原則1校のみです。
- 3 通学については、校長が定める規則を守り保護者の負担と責任で安全を確保してください。
- 4 入学する小学校の学校行事等の各種活動については、進んで協力してください。
- 5 居住する地域の自治会等の活動には、入学する小学校の違いに係わらず積極的に参加してください。子供会等については地域によって異なるため、各自で確認してください。
- 6 学区外就学許可基準に当てはまらない、もしくは満たさないと教育委員会が判断した場合の入学する小学校は指定校です。

#### 5 主な学区外就学の許可要件、必要書類

要件	対象理由等	必要書類等
①留守家庭	共働き等により児童の帰宅時に保護者等が不在で、 <u>児童を祖父母宅等へ預けるため、預かり先の指定校に通わせたい場合</u>	2点 ・ 預かり承諾書 ・ 在職証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）
②転居予定 令和4年3月末までに転居（住民票異動）する場合は、 <u>手続する必要はありません。</u>	新築等により令和5年3月末までの転居が確実で、転居予定先の指定校に通わせたい場合  ※転居予定先で「⑥通学区域制度の弾力的運用」を利用して入学する小学校の変更を申請することができます。	※完成予定日や入居可能日が令和4年4月から令和5年3月までのものに限り  【新築の場合】2点 ・ 建築確認申請書 ・ 建築確認済証 【建売、マンション購入の場合】 ・ 不動産売買契約書 【賃貸マンション等の場合】 ・ 建物賃貸借契約書
③兄弟姉妹関係	すでに学区外就学許可を受けて通学している兄弟と同じ学校に通わせたい場合 ※兄弟と同時に在学する場合に限り。	【郵送で申請する場合】 ・ 学区外就学許可願（市ホームページからダウンロードできます。）
④小規模特認校	双葉小学校、花川小学校、熊小学校に通わせたい場合 <b>※受入人数の上限があります</b> (早期に募集を締め切る場合があります。)	希望する小学校に連絡し、面談日を調整してください。 <u>学校での面談後、教育委員会教育総務課で手続きします。</u> 必要書類はありません。
⑤小中一貫校	中部小学校、庄内小学校、引佐北部小学校に通わせたい場合 <b>※受入人数の上限があります</b>	
⑥通学区域制度の弾力的運用	「自宅から最も近い小学校」または「自宅の指定中学校区内にある小学校」に通わせたい場合 <b>※受入人数の上限があります</b>	

##### 【お知らせ】学区外就学許可基準のうち「学校規模適正化」※について

佐藤小学校区に住んでいる児童数と佐藤小学校の規模（教室数）等を考慮した結果、令和4年度（新1年生）は、この基準での蒲小学校区から佐藤小学校への学区外就学の受入は行いません。

※「学校規模適正化」…蒲小学校区に住んでいる児童が佐藤小学校に学区外就学すること。

## 6 「⑥通学区域制度の弾力的運用」における受入不可能校について

小学校での教育は、法律が定める施設（教室）で行うこととされ、その教室で教育を受ける児童の定員（1年生）は1学級につき35人までと定められています。

以下の小学校については、本来の通学区域からの入学予定児童数、他学年の児童・学級数、施設の規模等を考慮し、本要件による学区外就学を希望することができません。

<b>受入不可能校</b>	東小、竜禅寺小、佐藤小、船越小、葵が丘小、瑞穂小、和田東小 白脇小、新津小、井伊谷小、浜名小、北浜北小、内野小
---------------	--

◎「自宅から最も近い小学校」が条件ですが、その小学校が受入不可能校に該当する場合で、指定校よりも自宅から近い別の小学校がある場合は、その小学校を希望することができます。ただし、その小学校が受入不可能校に該当する場合は、希望することができません。

## 7 学区外就学の申請期間、申請場所等

要件	申請期間	申請場所	持ち物
①留守家庭 ②転居予定 ③兄弟姉妹関係	令和3年 10月15日（金）から 令和4年 3月31日（木）まで	教育委員会 教育総務課  (小学校での面談後) 教育委員会 教育総務課	<b>必要書類</b> (①留守家庭、②転居予定のみ)  <b>本人確認書類</b> (運転免許証やパスポートなど)
④小規模特認校			
⑤小中一貫校	令和3年 10月15日（金）から 令和4年 11月30日（火）まで	案内は、9月下旬に市ホームページに掲載するほか、教育委員会教育総務課及び各小中一貫校で配付します。	
⑥通学区域制度の弾力的運用		「浜松市立小学校の通学区域制度の弾力的運用について」の案内をご覧ください。案内は、市ホームページに掲載するほか、就学時健康診断の会場及び教育委員会教育総務課で配付します。	

【③兄弟姉妹関係による申請は、郵送で手続きができます。】

市ホームページから学区外就学許可願（様式）をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、教育委員会教育総務課に郵送してください。

郵送での申請期間は、令和3年10月15日（金）から令和4年3月15日（火）までです。学区外就学許可通知書は、入学通知書に同封して自宅に郵送します。

◎教育委員会には専用の駐車場がありません。車で来られる際は、新川北駐車場またはエムテッククリエート浜松東パーキングへ駐車していただきますようお願いいたします。（駐車料金を一部補助します。）  
**OGURIパーキングⅠ、OGURIパーキングⅡ（12月1日より変更）**

◎指定校以外の小学校への入学を希望する場合で、放課後児童会の利用を検討されている方は、教育総務課 放課後対策グループ（電話 457-2406）にお問い合わせください。

## 8 問い合わせ先、兄弟姉妹関係の学区外就学許可願の郵送先

浜松市教育委員会 教育総務課 就学グループ

所在地：〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号 イーステージ浜松オフィス棟6階

電話：053-457-2406 E-mail: somu@city.hamamatsu-szo.ed.jp

浜松市ホームページ

市立小・中学校への新入学

検索



## 9 よくある質問 (Q & A)

### (入学する小学校について)

Q 1 就学時健康診断の会場を変更しました。入学する小学校も変更されますか。

A 1 変更されません。入学する小学校の変更を希望する場合は、この案内の「4 学区外就学」を申請してください。また、浜松市内で転居する予定がある場合は、Q 6 を参照してください。

### (学区外就学について)

Q 2 浜松市内に家を新築中で令和4年4月下旬に完成予定です。転居予定先の小学校に入学できますか。

A 2 学区外就学許可基準の「転居予定」を満たしている場合は、転居予定先の小学校(指定校)への入学を許可します。学区外就学の許可期限は完成予定年月日によって異なりますが、最長で令和5年3月末までです。

Q 3 学区外就学許可通知書はいつもらえますか。

A 3 教育委員会教育総務課で学区外就学の手続きをした場合は、その場でお渡しします。郵送で兄弟姉妹関係を手続きした場合やその他審査が必要な場合は、入学通知書に同封して12月下旬に自宅に郵送します。入学通知書の発送後に郵送で兄弟姉妹関係の手続きをした場合は、概ね2週間後に学区外就学許可通知書と入学通知書を同封して自宅に郵送します。「小中一貫校」及び「通学区域制度の弾力的運用」の場合は、入学通知書に同封して令和4年1月下旬に自宅に郵送します。

### (入学通知書)

Q 4 入学通知書はいつ届きますか。

A 4 令和3年12月下旬に郵送します。

「小中一貫校」及び「通学区域制度の弾力的運用」の学区外就学に係る入学通知書は、令和4年1月下旬に自宅に郵送します。

Q 5 入学通知書を汚損、紛失しました。

A 5 教育委員会教育総務課に連絡し、再交付を受けてください。

### (浜松市内での転居)

Q 6 令和4年3月末までに浜松市内で転居する予定があります。入学する小学校はどうなりますか。

A 6 入学する小学校は、住民登録予定(転居)先の指定校です。

令和3年12月下旬に現住所の指定校の入学通知書が自宅に郵送されますが、その後、転居等で住所を変更した場合は、変更後の住所に基づいて指定校の入学通知書を新住所に郵送します。転居前に送付された入学通知書は、ご家庭で破棄していただいて構いません。

### (浜松市外への転出)

Q 7 令和4年3月末までに浜松市外へ転出する予定があります。必要な手続きはありますか。

A 7 住民票を転出先の市町村に異動(届出)すると浜松市立小学校への入学は自動的に取り消されます。あらかじめ浜松市立小学校に入学しないことが決まっている場合は、指定校にその旨を伝えてください。

令和3年12月上旬に浜松市に住民登録されている場合は、令和3年12月下旬に浜松市立小学校への入学通知書が自宅に郵送されますが、ご家庭で破棄していただいて構いません。

なお、転出先での入学手続きについては、転出先の教育委員会に問い合わせてください。

Q 8 令和4年4月上旬に浜松市外へ転出する予定があります。必要な手続きはありますか。

A 8 ご家庭の事情を伺ったうえで必要な手続きについて案内しますので、教育委員会教育総務課へご連絡ください。

### (国立、私立小学校への入学)

Q 9 国立、私立小学校へ入学します。必要な手続きはありますか。

A 9 就学届出書に合格通知書などのコピーを添えて教育委員会教育総務課に持参または郵送してください。浜松市立小学校への入学通知書は、ご家庭で破棄していただいて構いません。